

■入札説明書等の修正版の新旧対照表 (平成 27 年 12 月 22 日公表)

○基本協定書 (案)

箇所	修正前 (平成 27 年 10 月 23 日公表)	修正後 (平成 27 年 12 月 22 日公表)
新 5 条第 5 項	なし	代表企業及び構成員は、甲が要請した場合は、代表企業、構成員その他の株主が保有する事業者の株式に対し、甲が別途定める様式及び内容の株式担保権設定契約書を締結の上、甲のために株式担保権を設定し又は設定せしめ、対抗要件を具備し又はせしめるものとする。